

# 太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金

## 募集要領

### 1 趣旨

この要領は、太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 18 の規定に基づき、必要な事項を定める。

### 2 定義

この要領において使用する用語は、「太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱」において使用する用語の例による

### 3 補助事業

この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる設備を新たに 1 設備以上設置し、太陽光発電を活用した EV 利用モデルを導入すること。

なお、各設備をリース契約により導入する場合、リース期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間以上とする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) EV 等
- (3) 充電等設備
- (4) その他、太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入にあたって必要な設備

### 4 補助事業者

この補助金の補助事業者は、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 法人その他団体（市町村及び一部事務組合を含む。）又は県内の住所地、居住地若しくは事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 太陽光発電を活用した EV 利用モデル導入支援事業費補助金交付要綱施行時から同要綱第 4 に係る交付申請書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。
- (4) 全ての県税に未納がないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

#### ※複数事業・同時申請の取り扱いについて

1 者の申請者（フランチャイズを含む。）は、同じ公募期間内に複数の事業を申請した場合は、すべての申請を受理しない。また、同一年度において、2 度申請することはできない。

## 5 補助対象経費

区分	内容
設計費	事業の実施に直接必要な機械装置の設計費
設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費 但し、リース利用料は補助対象外とする。
工事費	事業の実施に直接必要な工事費
その他経費	事業を行うために直接必要なその他経費

## 6 補助の対象とならない経費の例

区分	内容
設計費	・ 基本設計費， 事前調査費
設備費	・ 土地の取得及び賃貸料 ・ 建屋 ・ 太陽光発電設備のリース利用料 ・ 充電等設備のリース利用料 ・ EV 等のリース利用料 ・ EV 等を購入する際のオプション類
工事費	・ 機械基礎以外の工事（土地造成， 整地及び地盤改良工事） ・ 建屋の建設費， 家屋補強工事 ・ 既設構築物等の撤去費 ・ 植栽及び外構工事費
その他経費	・ 特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 4 条に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の申込みに係る電力工事負担金 ・ 代金の支払時などの振込手数料 ・ 各種申請書類作成費 ・ 動産保険料等

※このほか、必要に応じて判断する。

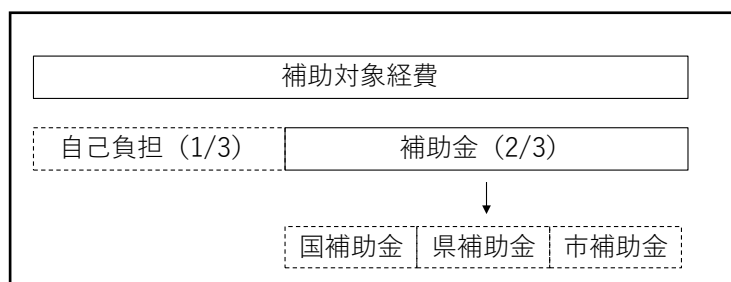
## 7 補助率等

### (1) 補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

[参考] 国又は市町村など他の補助金を併用する場合の取り扱い

- ・ 国又は市町村など他の補助金の補助対象経費が県の補助対象経費と同一の場合，「補助対象経費に係る全ての補助対象経費の 2/3 を超えることは不可」とします。



## (2) 補助限度額

設備全体の合計額	350万円
太陽光発電設備	250万円
EV等（1台あたり）	50万円
充電等設備（1台あたり）	50万円

## 8 自社製品等の調達がある場合

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱う。

### ○ 利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の①から③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

### ○ 補助対象経費の取扱い

#### ① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

#### ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

#### ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出すること。

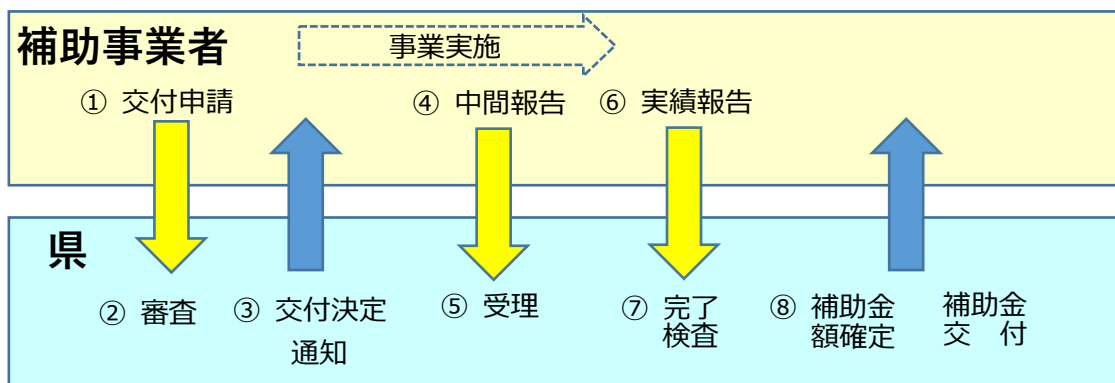
## 9 事業費の根拠となる参考見積書について

### ○参考見積書については以下のとおり取り扱う。

- ・ 交付申請時に有効な見積書であること。
- ・ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。
- ・ 見積額が一定金額を超える設備等の場合は、県が見積書を発行した者に対して見積内容の確認等を行う場合があること。

## 10 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは次のとおりです。



### (1) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定を受けた後に、補助事業の開始（例：工事契約締結）が可能となります。

### (2) 実績報告及び額の確定

補助事業完了後は、実績報告書を下記の期日のいずれか早い日までに提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

実績報告書の提出	
①	事業完了後30日を経過した日まで
②	補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の2月末日まで

### (3) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。

## 11 審査項目

次の審査項目について、書類審査により選定します。

区分		内容
事業計画の内容	環境負荷低減	1 二酸化炭素排出削減量が多いか。
		2 導入する車両が環境負荷軽減に寄与するか。
	事業の具体性	3 補助事業の内容について具体性があり、かつ効果的に補助事業の目的を達成できると認められるか。
	課題解決	4 補助事業を行うことによって補助対象事業者の課題解決に寄与するか。
	地域貢献・地域活性化	5 地域貢献・地域活性化に資する取組を有しているか。
	先導性・モデル性	6 先進的な発想や手法を用いて、先導性又は他の地域の取組の参考となるモデル性を有しているか。
	防災機能強化	7 防災機能強化に資する取組が提案されているか。
その他	8 太陽光発電設備から発電した電力をEV等に、より多く供給するシステムや使用方法が提案されているか。	
事業スケジュール	9 実績報告の期日までに無理なく確実に事業を遂行できるスケジュールとなっているか。	

## 1 2 財産処分

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分（補助金の交付の目的に反して、譲渡、廃棄などの処分）しようとするときは、あらかじめ宮城県知事の承認を受ける必要があります。

なお、財産処分制限期間経過後に当該設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において適切に廃棄すること。

## 1 3 募集期間等

- ・募集期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）まで。

- ・提出先 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

- ・提出方法 持参又は郵送（令和4年5月31日（火）の17時00分必着）

## 1 4 申請書提出先・問い合わせ先

- ・宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再エネ・省エネ推進班

- ・電話／FAX：022-211-2655／022-211-2669

- ・メール：saiseis@pref.miyagi.lg.jp